

## 中部地区における有料老人ホームを営む事業者3名に対する排除命令等について

平成15年4月16日

公正取引委員会

公正取引委員会は、中部地区において有料老人ホームを営む事業者3名に対し調査を行ってきたところ、景品表示法第4条第1号（優良誤認）又は同条第2号（有利誤認）の規定に違反する事実が認められたので、本日、同法第6条第1項の規定に基づき、排除命令（別添排除命令参照）を行った。

## 1 関係人の概要

事業者名	施設名	所在地（施設の所在地）	代表者
石川ライフクリエート株式会社	シニアユートピア金沢	金沢市粟崎町四丁目80番地2 （同上）	代表取締役 奥田 美保
伊豆ヘルス・ケア株式会社	伊豆ヘルス・ケアマンション	静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1405番地 （同上）	代表取締役 山根 春作
株式会社サンリッチ三島	サンリッチ三島	東京都江戸川区中央一丁目29番4号 （静岡県三島市川原ヶ谷264-2）	代表取締役 福家 文吉

## 2 排除命令の概要

## (1) 違反事実の概要（別紙参照）

前記1の3名は、有料老人ホームのパンフレット、重要事項説明書、社団法人全国有料老人ホーム協会発行の「会員ホームガイド 輝」等において、例えば、以下のとおり、一般消費者に誤認される表示を行っていた。

## ○ 介護サービスに関する表示

- ・ 介護一時金等を徴収することによって、あたかも、介護保険給付金により提供する介護サービスの対象とならない個別具体的な介護サービスを付加して提供するかのように表示（石川）

## ○ 医療・看護体制に関する表示

- ・ あたかも、隣接する協力医療機関が入居者のために24時間の医療体制を採っているかのように表示（伊豆）
- ・ あたかも、常勤の看護職員を1名配置しているかのように表示（伊豆）

## ○ 利用料金に関する表示

- ・ あたかも、一般居室から介護居室へ移る場合、別途料金を負担することなくすべての介護居室が利用できるかのように表示（三島）

## ○ 居室の方位に関する表示

- ・ あたかも、全居室南向きであるかのように表示（石川、三島）

## (2) 排除措置の概要

ア 一般消費者に誤認される表示である旨を公示するとともに、入居者に通知すること。

イ 有料老人ホームが提供するサービスの内容又は同老人ホームの施設の内容につい

て表示した内容と実際のサービス内容又は施設の内容とが適合するように改善措置を講じるとともに、入居者に当該改善措置の内容を通知すること。

ウ 今後、一般消費者に誤認される表示を行わないこと。

### 3 関係機関への要請等

当委員会は、社団法人全国有料老人ホーム協会に対し、会員に本件排除命令の内容を周知徹底させるとともに、例えば、同協会発行の「会員ホームガイド 輝」において、介護一時金を徴収することによって、介護保険給付金の対象とならない個別具体的な介護サービスを付加して提供する旨を表示する場合には、重要事項説明書において、実際に提供する当該サービスの内容について具体的に記載させるなど、一般消費者に対する適正な情報提供の観点から、会員が適正な表示を行うよう指導することを要請した。

また、有料老人ホームの表示の適正化の重要性にかんがみ、厚生労働省に対し、都道府県の民生主管部局に本件排除命令の内容を周知し、各有料老人ホームに指導の徹底を図るよう要望し、あわせて、都道府県の景品表示法担当部局に対し、本件と同様の事案の処理の参考に資するよう、本件調査結果を通知した。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局中部事務所取引課  
電話 052-961-9423 (直通)  
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部景品表示監視室  
電話 03-3581-3377 (直通)

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

## 調査事実の概要

## 1 石川ライフクリエート株式会社

表示内容	実 際
介護サービスについて、介護一時金等を徴収することによって、あたかも、介護保険給付金により提供する介護サービスの対象とならない個別具体的な介護サービスを付加して提供するかのように表示	介護一時金等により個別具体的な介護サービスを付加して提供しているとはいえないものであり、かつ、介護一時金の一部を介護棟内の介護室の利用料金として介護棟の建設費に充当することとしていた（優良誤認）。
医療及び健康管理体制について、あたかも、施設内に医師を配置して充実した医療サービスを実施し、当該医師による健康相談が毎月4回実施されているかのように表示	施設内に医師は配置されておらず、必要な場合に隣接している協力医療機関の分院の医師が診察を行っているものであり、健康相談は毎月2回協力医療機関の医師により実施されているにすぎない（優良誤認）。
機能回復訓練について、あたかも、機能回復訓練室において担当者の指導によりリハビリテーションを実施しているかのように表示	医療サービスに係るリハビリテーションは協力医療機関が行っており、施設内においては、居室等において、歩行、座位保持等の日常的な基本動作訓練に係るリハビリテーションを行っているにすぎない（優良誤認）。
居室の方位について、あたかも、全居室南向きであるかのように表示	一般居室100室のうち24室は東向き、介護居室30室のうち4室は北西向きである（優良誤認）。

## 2 伊豆ヘルス・ケア株式会社

表示内容	実 際
医療体制について、あたかも、隣接する協力医療機関が入居者のために24時間の医療体制を採っているかのように表示	協力医療機関は、入居者のために24時間の医療体制を採っていない（日曜日・祝日は休診。診療日の診察時間は午前9時から正午まで）（優良誤認）。
看護職員の配置について、あたかも、常勤の看護職員を1名配置しているかのように表示	看護職員を配置しておらず、必要に応じて協力医療機関の准看護師が看護を行っているにすぎない（優良誤認）。
入居者の健康管理体制に必要な費用について、あたかも、入居者に対する定期健康診断と定期健康相談を無料で実施しているかのように表示	入居者から、1人当たり毎月7,875円を健康管理費として徴収して、これらの費用に充てている（有利誤認）。

## 3 株式会社サンリッチ三島

表示内容	実 際
介護居室の利用料について、あたかも、一般居室から介護居室へ移る場合、別途料金を負担することなくすべての介護居室が利用できるかのように表示	介護居室7室のうち、個室3室については1か月約30,000円、2人部屋1室については1人当たり1か月約12,000円の利用料を別途徴収している（有利誤認）。
夜間の介護体制について、あたかも、要支援者・要介護者6名当たり介護職員1名を配置しているかのように表示	要支援者・要介護者17名当たり介護職員1名しか配置していない（優良誤認）。
居室の方位について、あたかも、全居室が南向きであるかのように表示	介護居室7室のうち4室は北西向きである（優良誤認）。